

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 Q & A (未定稿)

令和4年6月

1. 総論

質問	回答
<p>基盤法の地域計画と活性化法の活性化計画の関係性について教えてください。</p>	<p>1 農地は、農業上の利用を行うことが基本であるため、まずは、改正基盤法に基づき、地域での話し合いを行っていただき、その結果を踏まえ、農業上の利用を行う農地の区域については、目標地図を含む地域計画を定めていただく必要があると考えています。</p> <p>2 その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農地の保全や林地化を図っていただきたいと考えています。</p> <p>3 地域計画と活性化計画は、いずれも地域の計画的な土地利用の在り方について、関係者が協議をして定めるものであることから、現場で一体的に推進することが重要であり、国として、現場での一体的な取組を強力に後押ししてまいります。</p>

2. 協議の場

質問	回答
<p>(1) 協議の場ではどのような議論を行うのですか。</p>	<p>1 協議の場においては、市町村による地域計画の策定に当たって、</p> <ul style="list-style-type: none">① 協議の場が設けられた区域における農業の将来の在り方 (地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか)② ①の農業が行われる農用地等の区域 (今後も農地として利用するエリアをどう設定するか)③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (農地の集積・集約化など誰が農地をどう利用していくのか) <p>について、話し合いを行っていただき、市町村が地域計画を策定することとなります。</p>
<p>(2) 協議の場の区域はどうなりますか。</p>	<p>協議の場の区域については、既存の人・農地プランの策定地域も参考としつつ、集落単位のほか、「隣接した複数の集落」「大字」「小学校区」など、地域の状況に応じて、市町村の判断で設定していただきたいと考えています。</p>
<p>(3) 協議の場の参加者はどうなりますか。</p>	<p>1 協議の場の参加者は、地域計画の策定者である市町村のほか、</p> <ul style="list-style-type: none">① 農業者② 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関③ その他地域計画の関係者(都道府県の普及指導センター・出先事務所や農産物の販路先となる事業者、農村型地域運営組織(農村RMO)等) <p>となります。</p> <p>2 なお、農業者については、法律上全員の参加が義務付けられてはいませんが、地域の農業の将来の在り方等を話し合う場であることから、できる限り多くの農業者に参加していただいた上で、参加が難しい場合でも意思表示が確実に確保されることが望ましいと考えています。</p>

3. 地域計画（法定化された人・農地プラン）総論

質問	回答
<p>(1) 地域計画の策定はいつまでに行う必要があるのですか。</p>	<p>地域計画は一部改正法の施行日（令和5年4月1日を想定）から2年を経過する日（令和7年3月31日を想定）までに定めていただく必要があるため、計画の策定に向け、地域で十分に話し合っていたいただきたいと思います。</p>
<p>(2) 地域計画には具体的にどのような内容を記載すればよいのですか。</p>	<p>地域計画では、水田収益力強化ビジョンや土地改良事業計画など地域における他の計画と整合性をもって、</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域でどのような農作物を生産するのか② 農作物を生産する上で、誰がどう土地利用をするのか③ 生産性の向上を図るため、地域の農地の集積・集約化（団地化）をどのように進めていくのか④ 団地の規模をどうするのか <p>等について記載していただくことを考えていますが、現場の意見を踏まえて、今後、詳細を詰めてまいります。</p>
<p>(3) 一度策定された地域計画については、どのぐらいの頻度で見直しが必要なのですか。 また、地域の実情に応じたタイミングで、地域計画を変更できないのですか。</p>	<p>1 地域計画は、「市町村基本構想」に即する必要があるため、これと同様に概ね5年毎に見直しの有無を検討していただきます。</p> <p>2 一方で、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">① 目標地図の作成後に受け手が見つからなかった農地で新規就農者が新たに農業を行う場合や② 産地として新たに有機農業を展開するため、農地利用の在り方を変更する場合③ 道路等の公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため、農地転用の必要が生じた場合 <p>など情勢の推移に応じ、市町村は、随時、地域計画を変更することができます。</p>

<p>(4) 地域計画の策定に当たっては、実質化された人・農地プランを活用できないのですか。 また、地域計画の策定後も、人・農地プランを引き続き更新する必要があるのですか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域計画の策定に当たっては、これまでの人・農地プランを土台として協議いただき、当該協議の結果を踏まえ、地域計画を策定いただくことが効果的と考えています。 2 一方で、地域計画では、人・農地プランと異なり、地域の農地の将来像である目標地図を示していただくこととしており、 <ol style="list-style-type: none"> ① 当該区域における農業の将来の在り方 ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を地域で話し合ってください。 3 これまでの人・農地プランの取組において、これらの事項について協議がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができることとしています（一部改正法附則第11条第2項）。 4 なお、地域計画を策定いただいた地域については、人・農地プランを更新いただく必要はありません。
<p>(5) 市街化区域や基本構想を定めていない市町村の区域においても、地域計画を策定しなければいけないのですか。</p>	<p>市街化区域を含め基本構想を定めていない市町村は、地域計画を策定する必要はありません。</p>

<p>(6) 地域計画と国の補助事業は関連付けられるのですか。</p>	<ol style="list-style-type: none">1 現在の人・農地プランについては、その取組を推進する観点から、一定の補助事業（農地利用効率化等支援交付金、農地耕作条件改善事業、機構集積協力金等）と関連付けられているところです。2 地域計画についても、その取組を後押しする観点から、今後、国の補助事業について、地域計画の策定と一定の関連付けを行うことも検討していきたいと考えております。
---	--

4. 目標地図

質問	回答
<p>(1) 目標地図に位置付けられるような人がいないのですが、どうすればよいのですか。</p>	<p>1 目標地図を作成する時点において、農地の受け手が見つからない際には、当面、例えば、 ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織 ② JA等のサービス事業体 等による農作業受託を活用していただきたいと考えています。</p> <p>2 その後、新たに受け手が見つかった場合には、当初作成した目標地図を変更し、新たな受け手を目標地図に反映できることにしています。</p>
<p>(2) 既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいのですか。</p>	<p>既に、担い手による農地の集積・集約化が十分に実現しており、協議の結果、将来的にも現状の姿と変わらない地域においては、現状の農地利用の姿を目標地図とすることは可能です。</p>

<p>(3) 農業委員会のマンパワー不足に対する支援はありますか。</p>	<p>1 農業委員会が目標地図の素案を作成するに当たっては、タブレットなどデジタル技術を最大限活用することが重要と考えており、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 聴き取り等によって把握した農地の出し手・受け手の意向等の情報をその場でタブレットに入力し、 ② これらの情報を、現在インターネットで公開している農地地図情報に反映させることで省力化を図ることとしています。 <p>2 また、農業委員会が行う農地集積等の最適化活動に対しては、農地利用最適化交付金を交付しているところですが、現場で使い勝手が良くなるよう、令和4年度予算において、報酬条例を制定していなくても新たに事務費にも活用できるよう見直しを行い、この中で臨時職員の配置等もできることとしております。</p> <p>3 更に、都道府県農業会議に対して、新たに農業委員会の業務を巡回サポートするための経費を支援することとし、これらの措置により、農業委員会の業務の円滑化を推進してまいります。</p>
<p>(4) 農業委員等には高齢の方も多く、タブレットを円滑に活用できるか自信がありません。</p>	<p>推進委員等の皆様がタブレットを円滑に活用できるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 収集すべき情報の項目を分かりやすい形で国において統一的に定め、 ② タブレットの入力画面を可能な限り簡素化して、タッチパネルの選択肢を押すだけで操作できるようにし、 ③ 都道府県農業会議が、タブレットの使用方法について、農業委員会に対する研修や、巡回による操作指導を行うこととしています。

<p>(5) 今までの人・農地プランの「中心経営体」と目標地図の「農業を担う者」は違うものなのですか。</p>	<p>目標地図においては、将来において農地を利用する者として、</p> <ul style="list-style-type: none">① 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）② ①以外の多様な経営体（①以外の中心経営体、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体）③ 農作業の受託サービスを行う者 <p>の農業を担う者が位置付けられることとなり、従来の中心経営体よりも広い者が対象になります。</p>
---	--

5. 農業経営基盤強化基本方針・基本構想、人の確保・育成等

質問	回答
<p>(1) 都道府県が定める農業経営基盤強化促進基本方針、市町村が定める農業経営基盤強化促進基本構想はいつまでに変更しないといけないのですか。 また、具体的な記載内容は国から示されるのですか。</p>	<p>1 基本方針は施行日から3月以内（令和5年6月30日までを想定）、基本構想は6月以内（令和5年9月30日までを想定）に変更する必要があります（一部改正法附則第2条）。</p> <p>2 記載内容の詳細については、ガイドラインでお示ししたいと考えています。</p>
<p>(2) 基本方針、基本構想の記載事項として追加された「農業を担う者」とはどのようなものですか。 また、基本方針には都道府県が体制を整備する農業経営・就農支援センターについて記載するのですか。</p>	<p>1 基本方針、基本構想に位置付ける「農業を担う者」には、地域農業を支える者を幅広く確保・育成していく観点から、経営規模の大小・家族か法人かの別に拘らず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定農業者等の担い手や、その他の多様な経営体を含む農業経営を営む者 ② 雇用されて農業に従事する者 ③ 新たに農業を始めようとする者 ④ 農作業の受託サービスを提供する者 <p>などの農産物の生産活動等に直接関わる者を位置付けることとしています。</p> <p>2 また、基本方針においては、都道府県が体制を整備する農業経営・就農支援センターの体制や運営方針等について記載していただきたいと考えています。</p>

<p>(3) 都道府県が体制を整備する農業経営・就農支援センターでは、どのようなことを行うのですか。</p>	<p>1 都道府県の「農業経営・就農支援センター」では、「農業を担う者」を対象に、就農から経営発展まで一貫したきめ細かなサポートを実施することを考えています。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>① 就農サポートとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就農相談員による対面やメール等による就農相談の受付け、 ・ 農業体験プログラムや研修教育機関、市町村等の支援情報などの就農に関する情報の収集・提供 ・ 就農希望先の市町村等の関係者への紹介・調整（マッチング）、フォローアップ <p>② 経営サポートとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援センターを訪れた農業者の相談に応じた様々な経営課題へのアドバイス ・ 重点指導農業者に対する、中小企業診断士や税理士等の専門家による、円滑な経営継承のための計画づくりや、雇用拡大のための労務管理の見直し、法人化のための財務諸表等の作成指導等を行うこととしています。
<p>(4) 農業経営改善計画にどのような事項を記載すれば、認定を受けた同計画に従って農地を転用する場合に、農地転用の許可があったものとみなされる（ワンストップ化）のですか。 このとき、農地転用の許可基準は緩和されるのですか。</p>	<p>1 農地転用許可手続のワンストップ化の場合には、通常の転用許可申請に準じ、農業経営改善計画に</p> <p>① 農業用施設の種類、規模等</p> <p>② 施設の用に供する土地の所在、面積等を追加で記載していただきます。</p> <p>2 また、市町村が農業経営改善計画を認定しようとする場合の都道府県知事の同意基準については、「農地転用許可をすることができない場合に該当しないこと」と規定しており、通常の転用の場合と同様の基準が適用されます。</p>

(5)

農地転用のワンストップ化に係る事務手続や経営改善計画の様式はどのようなのですか。

農用区域内での農業用施設の整備のための転用に当たっては、農業振興地域整備計画の用途区分の変更までもがワンストップ化されるのですか。

1 事務手続については、農地転用許可手続のワンストップ化の措置がなされている他法(※)と同様とする予定ですが、詳細は検討中です。

経営改善計画の新たな様式については、農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件(平成15年農林水産大臣告示第1419号)を改正し、お示しする予定です。

2 なお、農用区域内での農業用施設の整備に係る農業振興地域整備計画の用途変更については、ワンストップの対象ではなく、別途手続を行う必要があります。

(※) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)や農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)

6. 農地バンク

質問	回答
<p>(1) なぜ市町村が作成する農用地集積計画と農地バンクが作成する農用地利用配分計画を統合一体化するのですか。</p>	<p>1 市町村の農用地集積計画は相対の貸借等を前提としていますが、個々の要望に応じた相対の貸借等を重ねても、予定調和的に集約化等を実現することは困難です。</p> <p>2 この点、農地バンクを経由する手法は、分散している農地をまとめて借り受けて、農家負担ゼロの基盤整備や集積のための協力金等を活用し、一団の農地で転貸することにより、集約化の実現を可能とするものです。</p> <p>3 目標地図を実現するためには、農地の集約化等を進めることが重要であることから、一部改正法において、市町村の農用地集積計画を農地バンクが作成する農用地利用集積等促進計画に統合一体化したところです。</p>
<p>(2) 計画の統合一本化により事務処理に時間がかかるなど、農地の権利設定に支障が出るのではありませんか。</p>	<p>1 農用地利用集積等促進計画の作成については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 従来求めていた添付書類を大幅に簡素化するとともに、 ② 都道府県知事の認可権限を都道府県条例の改正により市町村長に委譲することが可能であること（※）から、これを周知する等により、手続の迅速化を促していきたいと考えています。 <p>2 また、現在、農用地利用配分計画案の作成について、市町村やJA等の協力を得て行っている農地バンクも多く、引き続き、関係機関の連携・協力を推進していく考えです。</p> <p>（※）地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2では、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする」とされており、都道府県知事の認可権限を都道府県条例の改正により市町村長に委譲することが可能と考えています。</p>

<p>(3) 地域計画の策定区域内では、農地法の許可による個別相対による権利移動はできないのですか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域計画内の農地等の権利取得については、改正後の農地法第3条第2項第6号の「周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない」等の要件を満たす必要があります。 2 このため、農地等の権利取得の内容が、農地の集約化等を阻害するなど地域計画の実現に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、農地法第3条の許可を受けることができます。 3 なお、地域計画内の農地等については、その所有者等は、農地バンクに対する利用権の設定等を行うよう努めるものとされており、農地バンクへの利用権の設定は農地法第3条の許可を受ける必要はありません。
<p>(4) 農用地利用集積計画は一部改正法施行後直ちに作成できなくなるのですか。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行日から2年を経過する日までの間（令和7年3月31日まで）は、農用地利用集積計画を作成することが可能です。 2 ただし、地域計画の策定後は、その区域について農用地利用集積計画を作成することができなくなり、農地バンクの農用地利用集積等促進計画に移行することとなります。
<p>(5) 農地中間管理事業規程はいつまでに変更しなければいけないのですか。</p>	<p>農地中間管理事業規程は施行日から6月以内（令和5年9月30日までを想定）に変更する必要があります（一部改正法附則第8条）。</p>

7. 下限面積要件の撤廃

質問	回答
<p>下限面積要件の撤廃により、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 投機的な農地取得・ 農地の集約化等の阻害 <p>につながるのではないですか。</p>	<p>1 農地の権利取得に当たっては、一部改正法の施行後も、下限面積要件以外の</p> <ul style="list-style-type: none">① 農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと② 必要な農作業に常時従事すること③ 周辺の農地利用に支障がないこと <p>といった農地法で定める要件を引き続き満たす必要があり、これらにより、投機的な農地取得等が生じないようにしていきます。</p> <p>2 特に「周辺の農地利用に支障がないこと」については、地域計画の達成に支障がないことについて確認することをガイドラインで明確化する考えです。</p>

(*) 本Q&Aにおいて、

「一部改正法」とは、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

「改正基盤法」とは、一部改正法による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）